

ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の 算定等に関するワーキンググループ（第2回）

事業者ヒアリング ご説明資料

2025年10月20日
ソフトバンク株式会社

【検討事項①】令和7年度以降の算定方法の在り方

令和7年度以降の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法について、当面は、下記の3点を踏襲するべきではないか。

- ✓ NTT東西が令和7年1月までにIP網への移行を完了したことから、第9次IP-LRICモデルのみで補填額を算定。
(第8次PSTN-LRICモデルにより算定した補填額との加重平均値を用いない。)
- ✓ 第9次IP-LRICモデルの適用に当たり、実際はメタル回線が設置されている加入者回線については、光回線とはみなさず、実際の回線種別(メタル回線)に基づき補填額を算定。
- ✓ 第9次IP-LRICモデルの適用に当たり、引き続き、FRTの台数については、モデル外で補正を行うという暫定的対応を継続。

ソフトバンク回答

令和7年1月にIP網への移行が完了していること及び令和6年度第4四半期については第9次IP-LRICモデルのみで補填額が算定されていることから、**令和7年度及び令和8年度の算定においては、第9次IP-LRICモデルのみの採用を継続することで問題ないと考えます。**その際、FRT台数については、新たなモデルを検討するにも一定の時間を要することから、**令和7年度・令和8年度ではモデル外補正を継続することで問題ないと考えます。**

一方で、本年9月29日付でNTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社からメタル縮退計画が公表され、2035年度以降のメタル廃止が明確となった事や2026年度以降一部のエリアで先行的に移行を開始する事も踏まえ、**令和7年度の算定方式からは第9次IP-LRICモデルのメタル回線と光回線の経済比較を実施し、低い方を採用すべきと考えます。**

FRT台数についてもモデル外補正は一時的な対応であると認識しており、令和9年度の新制度開始に向けては、上記の光回線への置き換えと合わせて、**FRT設置のモデル化の必要性等についても検討を進めておく必要があると考えます。**

令和9年度の新制度の検討については、上記だけでなく最終保障提供責務の導入もあり論点が多岐にわたる可能性があるため、**新制度開始に向けた論点整理及び議論は早期に着手すべきと考えます。**

また、早期に検討すべき課題として、BBユニバーサルサービス制度については、事業者側では現在の入力値や提案内容の採否が分からず提案が困難な状況にあるため、守秘契約・宣誓等により**事業者に情報開示する体制を整備していただきたい**と考えます。

- 令和4年答申を踏まえ、「費用効率化効果額 > 第一種公衆電話の撤去費用に係る補填額」という状況が今後も続く可能性が高いことが確認できれば、令和7年度決算値を基に算定される令和8年度申請分から補填を開始するべきではないか。
- なお、その際、受益(交付金)と負担(負担金)の観点から、過年度分(令和5年度・令和6年度決算値を基に算定される令和6年度・令和7年度申請分)については、補填を行わないことが適当ではないか。
- また、公衆電話に係る負担金の負担軽減という観点から、令和4年答申を踏まえ、災害時用公衆電話に係る補填額は、これに第一種公衆電話の維持費・撤去費に係る補填額を合算した額が「基準額」を上回らない限度とすることが適当ではないか。
- 災害時用公衆電話に係る補填額の算定に当たっては、これが第一種公衆電話に比べて公共性や社会的必要性が高いサービスであること、必然的に赤字になるサービスであること、さらにNTT東西以外に提供者はいないこと等を踏まえ、実際に要した費用をベースに算定することが適当ではないか。
- 補填を開始する場合、現在、接続料に転嫁されているアクセス回線費用については、ユニバーサルサービス交付金と従前の接続料とでコストを二重に回収することができないようするため、調整を行うことが適当ではないか。

ソフトバンク回答

ユニバーサルサービスに関する利用者負担を抑制する観点から補填の開始時期が検討された経緯を踏まえれば、費用効率化効果額について、既に第一種公衆電話の撤去費を上回る状況であれば、令和8年度申請分から災害時用公衆電話への補填を開始すべきと考えます。その際、検討の方向性として示されている通り、過年度分は補填を実施しないこと、利用者負担を抑制する観点から基準額を上回らない限度とすること、実際に要した費用をベースに算定することが適当と考えます。

ただし、「費用効率化効果額 > 第一種公衆電話の撤去費用に係る補填額」という状況が当初想定よりも早まったと推察しますが、**当初想定と実績の差異が出た要因等については詳細を分析し、今後の検討に生かしていただきたいと考えます。**また、接続料に転嫁されている災害時用公衆電話のアクセス回線費用については、災害時用公衆電話への補填が開始される場合、二重取りを防ぐため、**補填分は接続料の原価から除外すべきと考えます。**加えて、補填額が接続料原価からどの程度除外されたかについては、**事業者が把握できるよう算定根拠資料等で明示していただきたいと考えます。**